

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第 28 回）

議事録

- 日時：令和 4 年 9 月 28 日（水曜日）10 時 30 分～12 時 00 分
- 場所：オンライン開催

■ 議題

1. 座長互選
2. 容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

■ 議事録

開会

○田中課長 皆さん、おはようございます。経済産業省資源循環経済課、課長の田中と申します。定刻となったため、ただ今から、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループを開催します。

本年度はオンライン形式での開催となっておりますが、斉藤崇委員には会場までご足労をいただいています。本日は、本ワーキンググループの委員 26 名中、現時点で 14 名の参加を確認しています。後ほど、小山委員も参加予定であり、委員合計 15 名、加えて委員代理 2 名の方に参加いただきます。定足数を満たしており、当ワーキンググループは有効に開催されることをお知らせします。

本日の審議は公開とし、YouTube で後日の配信を予定しています。オンライン形式での開催に当たり、通信環境の負荷低減のため、発言の際を除きカメラはオフ、マイクはミュートに設定してもらうよう協力願います。委員の皆さんには配布資料を事前に共有しているため、そちらをご覧ください。また、説明時には、ウェブ画面上にも資料を表示します。

早速、議事に移ります。議題 1、座長の互選に入ります。前回、座長を務めていただいた石川委員が退任されました。こちらを受け、新たな座長を選任する必要があります。産業構造審議会運営規定第 15 条の 4 に基づき、ワーキンググループに所属する臨時委員の皆さんの互選により、新たな座長を選任してもらいたいと思います。なお、互選に当たり、事務局からは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の評議員を務められ、委員経験も豊富である杏林大学の斉藤委員を推薦したいと考えています。委員の皆さん、いかがでしょうか。

○一同 異議なし。

○田中課長 ありがとうございます。それでは、異議なしということで、斉藤委員に座長を

お務めいただきます。よろしく申し上げます。以降の議事進行については斉藤座長にお願いをします。

○斉藤座長 杏林大学の斉藤です。本ワーキンググループの座長を務めさせていただくことになりました。ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。今回の審議から新たに6名の委員に参画してもらいます。冒頭、一言ずつ簡単な自己紹介をお願いします。本日は6名のうち4名の委員の出席があります。小山遊子委員は後ほどの参加となるため、笹尾委員、玉谷委員、町野委員の順にお願いします。

○笹尾委員 立命館大学経済学部の笹尾と申します。専門は環境経済学であり、廃棄物処理やリサイクルの経済分析を主に行っています。よろしく申し上げます。

○斉藤座長 続いて、玉谷委員、お願いします。

○玉谷委員 日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会の委員長を務めている玉谷と申します。今回の審議から参加させていただきます。よろしく申し上げます。

○斉藤座長 町野委員、お願いします。

○町野委員 弁護士の町野と申します。環境法を専門分野の一つとして実務で取り扱っています。よろしく申し上げます。

○斉藤座長 ありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進行します。最初に、事務局から、容器包装リサイクル制度を取り巻く現状について紹介してもらった後に、本日の審議を進めていきます。参考資料2の説明をお願いします。

○中川課長補佐 経済産業省資源循環経済課の中川と申します。容器包装リサイクル制度の執行担当を務めています。私から参考資料2の説明をします。特定事業者が負うべき再商品化料を算定するに当たっての比率について、本日の審議で議論いただくことをお願いしていますが、そちらに先立ち、容器包装リサイクル制度を取り巻く現状について紹介します。

参考資料2の2ページをご覧ください。こちらでは、ごみと容器包装廃棄物の排出状況について、一般廃棄物の総排出量と最終処分量、市民1人1日当たりのごみ排出量の推移を示しています。容器包装リサイクル法が制定され、一般廃棄物の総排出量は平成12年時点でピークを迎え、約5,400万トンまで達しましたが、令和2年度の情報であると、4,200万トン弱となっており、平成12年度比でおおよそ25%減まで来ている状況です。また、1人1日当たりのごみ排出量についても、同じく平成12年度に、1人1日当たり1,185gであっ

たものが、令和2年度では901gまで低減されています。こちらも同様におよそ25%減という数字が出ています。

資料3ページをご覧ください。家庭ごみの構成比率について示しています。容積比で見ると、容器包装リサイクル法の制定後、十数年経過してから、容器包装の容積比は低下しています。平成20年以降は、コロナ禍の影響等もあり、プラスチックの需要にトレンドが出てきており、直近の令和3年度であると66%まで容器包装の割合は回帰しています。プラスチックの需要が伸びているところから、容器包装は廃棄物全体の50%を占めている状況になっています。

資料4ページをご覧ください。湿重量比については、特定事業者の皆様による薄肉化の取り組み等もあり、平成18年から見て、おおよそ20%の辺りで推移をしている状況です。資料6ページは、一般廃棄物の最終処分場における状況です。青い棒グラフで残余容量を示していますが、最終処分場の新增設が難しい昨今において、最近であると1億m³程度で下げ止まり、横ばいとなっている状況だと言えます。家庭用ごみの排出量が削減されてきた効果もあり、容器包装リサイクル法が制定された平成12年時点の残余年数は12.8年だったものが、直近の令和2年度には22.4年まで伸びてきています。

資料7ページをご覧ください。こちらからは、市町村での分別収集に関する状況説明になります。分別収集している市町村の参加割合をグラフ化して示しています。ガラス製の容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールは90%以上の参加率を得られていますが、昨今、需要が増えているプラスチックや、雑がみ等、分別が難しいところがある飲料用の紙製容器の包装に関しては、若干低い数値となっています。

資料9ページをご覧ください。素材別の分別収集量と販売量、落札単価の推移を示しています。ガラスにおいて、無色のものと茶色のものに関しては、いずれも収集量と販売量は減少する傾向をたどっています。一方、落札単価については、近年上昇傾向にあります。その他の色のガラスは、昨今の家飲み需要の高まり等もあり、収集量に上昇傾向が見られるという特徴を示しています。

資料12ページをご覧ください。紙製容器包装の収集量は減少傾向にあります。平成22年以降、落札単価は有償での取引が継続して行われていましたが、昨今の中国における輸入規制の関係から、令和2年以降、逆有償に転じるといった特徴的な傾向が確認できます。資料13ページのペットボトルについては、収集量、販売量ともに、平成27年度から上昇傾向が確認できます。落札単価については、ガラスや紙に比べると、相対的にペットのバーजन材や原油価格等の市況影響を受けやすい特徴があり、若干変動幅が大きくなっています。その他の特徴として、平成18年以降は有償での取引が継続している点が挙げられます。

資料14ページをご覧ください。プラスチックについては、収集量と販売量ともに、最近では微増の傾向が確認できるかと思えます。落札単価は、青い折れ線グラフで示す材料リサイクル落札税抜単価を見ると、平成28年に底を打ち、上昇傾向に転じています。緑の折れ線グラフで示すケミカルリサイクル落札税抜単価については、平成23年に底を打ち、上昇

傾向に転じています。

資料 15 ページ以降は、容器包装廃棄物を回収した後、どのような中間財になり、最終的にどのような再商品化製品になるのか紹介するページにしています。16 ページから 20 ページまでは各素材別の再商品化製品の具体例を掲載していますが、こちらの説明は割愛します。

資料 21 ページ以降で特定事業者に関する状況を紹介します。21 ページでは、再商品化義務を履行した特定事業者数の推移を示しています。指定法人である日本容器包装リサイクル協会における再商品化委託契約の件数から推計しているデータとなり、申込総件数と容器の合計値が一致しないのにはそのような背景があります。特定事業者の総数は、最近であると約 8 万社あり、紙製容器とプラスチック容器に関する事業者が大半を占める構造になっています。

資料 22 ページは、特定事業者が負担している委託額の推移をまとめています。棒グラフで示すのが再商品化の委託料です。一番下の青い部分がガラスびんになります。もともとシェアとしては小さいながらも、増加傾向を維持しています。平成 10 年代に少し山のあるオレンジ色の部分はペットボトル、その上に薄くグレーで示される部分が紙製容器包装であり、平成 13 年度をピークに、それ以降は減少傾向が確認できます。ペットボトルは最近になって多少出てきていることも分かります。黄色で示されるプラスチック製容器包装については、平成 19 年度から令和元年辺りまで横ばいで推移し、直近令和 2 年、令和 3 年で増加に転じている傾向が確認できます。グラフ背景に面グラフで示しているものが日本容器包装リサイクル協会における引取量です。中段辺りにある緑色部分はペットボトルの引取量、青色部分がプラスチックの引取量を示しており、こちらの二つに関しては増加傾向が見られます。

資料 23 ページをご覧ください。特定事業者が日本容器包装リサイクル協会に対して支払っている再商品化の委託単価の推移を示しています。資料 24 ページは、リサイクラーの事業者数の推移を示しています。こちらも、契約件数で数字を推計しているため、必ずしも合計値と一致していないという点はご了承ください。平成の間は減少傾向が確認できますが、元号が変わる辺りからやや横ばいといった状況が続いています。

資料 25 ページには、特定容器の自主回収認定状況を示しています。牛乳用びん等のリターナブルびん等を取り扱う事業者について、現在、50 社が 138 品目の認定を受けて自主回収を行っています。

資料 26 ページ以降は、平成 20 年度に施行されました改正容器包装リサイクル法に基づく各種取り組み状況の紹介をします。小売事業者に係る容器包装排出抑制促進措置として、小売事業者のうち年間取扱量が 50 トンを超える多量利用事業者に対しては、使用量の削減取り組み等を毎年報告する義務を課しています。左下のグラフでは、素材別容器包装を用いた量の推移を示しています。棒グラフ中、えんじ色で示す部分はプラスチック製の買い物袋を示しています。平成 26 年度から令和元年度までは増加傾向にありますが、令和 2 年度の

7月にレジ袋有料化が進められた結果、令和2年度においては平成26年度比で3分の2程度への減少が見られます。プラスチック製容器包装は、65,000トン前後で推移していましたが、昨今のコロナ禍の影響もあり、テークアウト事業やデリバリーサービスの利用機会が増えたことによる排出量の増加が見られます。

資料27ページをご覧ください。平成20年改正容器包装リサイクル法で新たに設けられた市町村に対しての資金拠出制度の状況を示しています。特定事業者の再商品化義務履行に関しては、年度初めに指定法人へ想定額が預託されます。その預託した金額と実際に要した費用を比較し、そこに差分が生じれば、その差分を市町村と特定事業者が50対50で折半し拠出するといった内容のインセンティブ制度になります。ここ数年は、想定額のほうが実費を若干下回る状態が継続している関係で、拠出金は出ていない状況が続いています。

資料28ページをご覧ください。拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装べール品質の推移を示しています。プラスチック製容器包装のべール品質の点から見てみると、平成20年度に改正法が施行された際は、べール品質Aランクであったものが74%程度でしたが、最近では95%を上回る状況が長らく続いています。

資料29ページをご覧ください。令和2年度以降、経済産業省としてレジ袋有料化を推奨しています。こちらでは、市民レベルのアンケート結果、素材のフィルムの出荷状況を示しています。いずれのデータからもレジ袋の取得について顕著な減少傾向がうかがえます。

資料30ページをご覧ください。これまでの説明でも中国の話について何回かコメントをしました。こちらでは、中国の輸入規制の影響を貿易統計から拾っています。2017年を見ると、プラくず輸出量、PETフレーク輸出量双方とも相応のボリュームでの輸出が行われていましたが、2021年は中国への輸出がなくなっています。この結果、これまで国内でリサイクルに回していなかった廃棄プラスチック、相対的に汚れているものに関しては、国内に還流してくるといった状況が示唆されます。この点は、再商品化コストへの影響が懸念される材料になるかもしれないと考えています。

最後、資料31ページでは、素材別の環境配慮設計の促進に係るリデュースの実績について示しています。素材ごとに2025年度のリデュース目標を設定しており、いずれの素材も、2020年度の段階でおおむね達成するといったレベルまで来ています。

参考資料2についての説明は以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。引き続き、資料2についての説明をお願いします。

○中川課長補佐 資料2について紹介します。現在、容器包装を利用する事業者、容器包装を製造する事業者、容器に入れた飲食物等を輸入する事業者の三つを包括して特定事業者と称しています。容器包装リサイクル法では、特定事業者に対して、各社で使用、製造、輸入等で国内市場へ容器包装を投入する、その物量に応じた量を再商品化することを義務付けています。その義務量を算定するに当たり必要となる量、比率を資料上、AからGで示し

ています。これらの数字は、経済産業省が実施する容器包装利用・製造等実態調査、及び環境省が実施する容器包装廃棄物分類調査に基づき算定を行っています。

容器包装利用・製造等実態調査では、容器包装を利用・製造する可能性のある業種として、製造業、卸売業、小売業、外食産業、農業、林業、漁業を選定しました。その中から、事業者を無作為抽出して調査を実施しています。本年度の状況については、36,000 弱の事業者へアンケートの協力を依頼し、2 万社弱の事業者から回答が得られ、回収率は約 56%となりました。その結果から計算及び拡大推計した内容を本ワーキンググループで示します。

環境省側で行う容器包装廃棄物分類調査は、国内 8 都市を調査対象とし、ベールの中の組成について調査を行っています。廃棄物の種類や付いているラベルから判断される用途、業種、中身の商品種類等を分析し、排出量を推定しています。上流側である特定事業者から市中に排出される想定量と、下流側である市町村のほうで回収される想定量という、異なる二つの観点での調査を併せて分析し、量、比率の算定が行われています。

資料 2 ページは、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務量算定方法の概略を示しています。特定事業者の業種ごとの再商品化義務量を算定するために必要となるものとして、ピンク色の丸で示している(A)から(G)の量や比率等があります。本ワーキンググループでは、これらのパラメーターについて審議いただきたいと考えています。

2 ページ上部分にある、業種区分ごとの再商品化義務量(I)については、再商品化義務の対象となっている無色、茶色、その他のガラスびん、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器の 6 品目ごとに、再商品化の義務総量を算出します。そして、その中の容器の比率、業種別の比率を掛け算し、さらに業種の中に利用する事業者であるか、製造する事業者であるかといった利用事業者の比率を掛け算することにより、容器の品目別、業種別、利用事業者、製造事業者にそれぞれ割り当てる再商品化の義務量を算定していきます。

業種区分ごとの再商品化義務量(I)に、個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量(II)、割る、当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量(III)の数値を乗ざると、個社ごとの再商品化義務量が算出されます。

業種区分ごとの再商品化義務量の求め方は、2 ページ左下で青くハッチングしている部分で示しています。環境省側が定める分別収集の見込総量に特定事業者責任比率を掛け算した積と、主務大臣である経済産業省大臣ないしは農林水産省大臣が定める再商品化見込量に特定事業者責任比率を乗じた積があり、いずれか小さいほうを再商品化の義務総量として定義します。基本的には、再商品化の義務対象となる収集見込量は、特定事業者が再商品化を行う見込量をベースとして決まるものですが、リサイクル能力を超えてしまうケースもあります。そのような場合、再商品化の能力を超えてしまう部分については、収集されても再商品化ができません。そのため、再商品化の処理能力をベースに、再商品化の義務総量はいずれか少ないほうを採用するといった仕組みになっています。

資料 3 ページ以降では、各比率の算定結果について紹介します。『1. 特定事業者責任比率(A)』を見てみます。容器包装リサイクル法では、小規模な事業者は規制対象者から除外し

ています。ただし、分別して回収される廃棄物には、当然ながら小規模事業者が利用、製造、輸入したものも含まれるため、特定事業者と小規模事業者との間でどれぐらい分け合うべきなのか計算し、特定事業者責任比率を算出しています。こちらの比率については、先ほど述べたように、実態調査と分類調査という上流・下流それぞれの視点で行う調査の結果から割合が算出されています。二つの調査結果から、特定容器包装の品目ごと、業種ごとに再商品化すべき割合を算出します。いずれの調査でも算出を行い、その結果の平均を取り、平準化を図っています。また、個社の影響なり年度に応じたトレンドを拾わないように、2カ年度の移動平均を取り、最終的な責任比率を算出しています。

令和3年度における特定事業者責任比率(案)は、3ページの表1-1で示しています。表右側には、前年度に同条件で算出した数値を記載しています。今回のアンケート結果からも、前年度同様の結果が得られていることがお分かりになるかと思えます。

続いて、資料4ページをご覧ください。『2. 再商品化義務総量(B)』の算出について示しています。表1-2の(ア)では、令和5年度の分別収集見込総量が記載されています。こちらは、都道府県から環境大臣に対して提出される分別収集促進計画に記載されている特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量を合算した数字になります。分別収集促進計画自体は法律上、3年ごとに5年を1期とした計画として策定されることになっており、今回示している量は、本年度に更新する年を迎えており、前年度の数値と若干の変更がなされています。

(イ)は、特定事業者による再商品化の見込量を示しています。経済産業省で3年に1回、5年を1期とした再商品化計画を策定することになっており、その中に出てくる数字です。こちらも本年度は更新の年を迎えており、昨年の数値とは若干の変化があります。特に大きいところと言うと、ペットボトルは昨年の41万6,000トンから、本年は64万トンとなり、おおよそ1.5倍の増加を見込んでいます。プラスチック製容器包装は、昨年に約100万トンであったものが、本年は130万トンとなり、見込量が3割程度増える状況です。

分別収集する見込みの量と再商品化の見込みの量で、いずれか小さいほうを市中に出回る量として定義し、そちらに対し、特定事業者が負うべき比率(A)を乗じることにより、再商品化義務総量を求めています。

紙製容器包装に関しては、平成15年度から継続的に補正をかけています。市町村が分別収集した後に独自処理する部分が他の素材に比べて相対的に大きいといった理由から、あらかじめ分別収集の見込総量から、環境省が調査した独自処理量を控除したものを再商品化義務量として算出しています。結果的に、紙製容器包装は19,000トンが再商品化義務総量として算出されています。

次に、『3. 特定容器比率(C)』を見てみます。素材ごとの容器と包装の比率を示しており、紙製容器包装は87.88%で、前年度88.17%とおおむね同程度と言えます。プラスチック製容器包装も90.72%であり、前年度の91.90%とおおむね同様です。なお、ガラス製容器やペットボトルは特定包装がないため、特定容器比率は100%にしています。

続いて、『4. 業種別比率(D)』の紹介です。算出方法は、特定事業者責任比率と同様であり、

実態調査と分類調査の結果の平均を取り、過年度の2カ年移動平均を見て、個社や年度のトレンドやトピックス的なものを平準化するような工夫を図り求められています。その中で特徴的なところをかいつまんで紹介します。例えば茶色のガラスびん、特に、清涼飲料の製造業では3ポイントほど減しています。他の業種ではコンマ数パーセントほどの増減であるところで、特徴的な数値になっていると言えます。アンケートの調査内容等を確認すると、昨今のコロナ禍で飲食店での営業自粛、あるいは市民レベルでも外での飲食を控えてきた背景があり、びんでの給仕機会が減り、茶色びんの需要に対する影響が色濃く出ているとのコメントがありました。

資料6ページをご覧ください。プラスチック製容器の小売業の所は、1.3ポイントほど減しています。アンケート調査を見ると、コロナ禍の影響により、市民レベルで外を出歩く機会も減らし、テレワークへの移行があったことから、コンビニエンスストア等での買い物も相当程度減少しているとのコメントがありました。

プラスチック製買い物袋の有料化を受け、一部の企業では、プラスチックから紙へのリプレースを実施しています。その影響から、小売業では紙製容器が1.5ポイントほど増えているといった結果が見られています。

次に、資料7ページ、『5. 業種別特定容器利用事業者比率(E)』をご覧ください。業種ごと、容器ごとに利用事業者と製造事業者の責任比率を求めています。こちらの数字もこれまでの比率と求め方は同様であり、実態調査と分類調査の平均を取っています。清涼飲料製造業で無色びんの数字に低下が見られるのは、先ほど述べたコロナ禍を要因としたものと考察されています。その他は前年度と概ね同程度の状況と言えます。

資料9ページは、『6. 事業系比率(F)』について記載しています。こちらに出ている数字では、特定事業者が出す容器包装のうち、どの程度が事業用ごみとして排出される見込みなのかが示されています。この数字が下がる場合、家庭用ごみが増えてくる傾向を示すことになります。茶色のガラス製容器は、8. その他の事業で、前年度に50%だったものが30%になり、20ポイントの大きな減となっています。アンケートでは、巣ごもり需要等から、家で使う小瓶等の需要が増えたことから大きな影響が出ているのではないかと回答が得られています。

11ページ以降で、『7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量(G)』として、業種ごとに各容器の排出見込量の総数を記載しています。こちらでもこれまでの比率と同様に、実態調査及び分類調査から得られている総排出量の平均を取った数値を列記しています。

以上、再商品化義務総量を算定に係る量と比率の算出結果を紹介しました。事務局からの説明を終わります。

○斉藤座長 ありがとうございます。本日の審議会では、今、説明のあった表1から6までの数字について議論してもらおう予定です。事務局から説明のあった審議事項及び資料2、容器包装リサイクル法の再商品化義務量の算定に係る量、比率等について質問や意見があ

る場合はお願いします。発言を希望される方は挙手ボタンを押してお知らせください。

○田中委員 ガラスびん 3R 促進協議会理事・事務局長の田中です。事務局からの説明にお礼申し上げます。昨日、資料を事前に頂戴し、時間の関係もあり、全ての数値について検証できたわけではありませんが、資料に基づき、日本容器包装リサイクル協会に支払いをする際の業種ごとの算定係数を試算しました。その結果、今までの算定係数と比べると、かなり違和感のある数値が出てきました。具体的には、その他の色のガラスびんです。特定容器利用事業者の算定係数が自主算定方式並びに簡易算定方式とも全ての業種で 1 を超えている状況です。1 を超えるという意味は、簡単に言えば、排出量よりも義務量が大きいことを表しています。例えて言うと、特定事業者が 10 トンの排出をしたところ、多い業種では、15 トン分の義務量に対して委託料を払うことになるかと思えます。

なぜこのようなことが起こるのか考えてみました。そもそも算定係数自体は総排出量を分母として、分子を再商品化義務量として算出されます。今回、資料 2 で提示された数字を見ると、4 ページの表 1-2、再商品化義務総量のところで、特にガラスびんその他の色が 20 万 5,000 トンとなっています。昨年及び一昨年と比較をすると、昨年が 13 万 1,000 トン、一昨年が 13 万 2,000 トンです。こちらは再商品化の処理能力だと聞いていますので、令和 5 年度分の再商品化見込量は、再商品化の能力が突然 1.5 倍以上になっているわけです。品目ごとに再商品化見込量と分別収集計画量のいずれか少ないほうの数字を取っているため、今までは再商品化見込量をベースとして再商品化義務量が算定されていましたが、今回は分別収集見込総量を使っています。昨年及び一昨年の再商品化見込量との差を見ても、6 万 7,000 トン、6 万 6,000 トンとなっています。このため、分子である再商品化義務量が増えているのだと考えています。

ちなみに、その他の色のガラスびんほどではありませんが、同様に、ガラスびんの茶色についても、再商品化見込量は前年度、前々年度と比較するといずれも増加しています。この辺りについて説明、もしくは検証をしてもらえればと思います。また、再商品化事業者数は増加の傾向にはなく、恐らく、本年度についても再商品化事業者数増加により能力が増えることは考えにくいのではと考えています。

もう一点、今度は分母についての話です。参考資料 2、11 ページの表 6 の数字を分母として使っていると思われます。こちらについても、その他の色のガラスびんについては、逆に今までよりかなり少なめになっていると見受けられます。環境省が発表した令和 2 年度の容器包装リサイクル法に基づく分別収集量等の実績を見ても、その他の色については他の 2 色と比べると増えている傾向にあるため、その他の色のみ、その傾向とは異なる形で動いています。本年度の無色びん、茶色びんの排出見込量と比べてもトレンドが異なる点に違和感を覚えています。この二つの数値の影響で試算をした結果の算定係数が大きく 1 を超えているのではないかと推察します。参考資料 2 の 4 ページの表 1-2、及び、11 ページの表 6 の中で、主にその他の色のびんについて説明を望みます。

○斉藤座長 コメントありがとうございます。各委員から発言を受けた後、事務局からまとめて回答をしてもらえればと思います。他に質問、意見等があれば挙手ボタンをお願いします。

○久保委員代理 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の久保です。参考資料2の4ページ、表1-2、再商品化義務総量について確認します。プラスチック製容器包装で、令和5年度の再商品化見込量(イ)の欄を見ると、130万9,000トンと記載されています。こちらは、いわゆる設備能力と理解していますが、実際に前年に比べて量が微増だと思います。プラスチック製容器包装の場合、令和5年度から各市町村の一括回収が始まり、そのうちの容器包装分について織り込みで記載されていると理解しています。設備能力は、実能力と乖離があるといった話もあります。しかも、材料リサイクルとケミカルリサイクルの二つの手法もあります。それ以外のものはこちらに入っていないと思います。審議会としては記載しにくいかもしれませんが、この130万9,000トンに対する内訳や実能力、あるいは課題について、事務局側の見解をもらえればと考えています。義務総量算定の際に議論する話か分かりません。事情もさまざまにあり、新法の施行との関連もあるかもしれませんが、その辺りの状況について何らかの説明をもらえるとありがたいと思います。

○斉藤座長 コメントありがとうございます。次に、大石委員、お願いします。

○大石委員 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、消費生活アドバイザーの大石です。説明いただきありがとうございます。

今、久保委員代理からも質問のあった参考資料2、4ページの表1-2について質問を2点させていただきます。表の下の欄外に、紙製容器包装に関する注釈として、『分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(75千トン)を差し引いた量』とあり、令和5年度の分別収集見込総量(ア)と令和5年度の再商品化見込量(イ)のうちの少ない量よりさらに少なくして1万9,000トンとなっています。こちらは紙製容器包装のみでしょうか。久保委員代理からプラスチック製容器包装についての話も出ましたが、市町村が独自で処理し、数値を考慮しなければいけないものは、紙製容器包装以外にないのか1点目の質問として確認させていただきます。

また、今の話にも関わりますが、参考資料2の2ページにある図で、経済産業省大臣の定める再商品化見込量と、環境大臣が定める分別収集見込総量の少ないほうが再商品化義務総量の基準になるという話がありました。まず分別収集においては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、通称プラスチック新法のこともあり、実際に容器包装のマークが付いたもの以外も出されており、別ルートで分別収集されているという話も聞きます。逆に、再商品化の見込みのところでは、事業者が独自に再商品化のルートをつくり

出しているものもあると聞いています。この辺りの数値について、今後になるとは思いますが、今以上に詳しい調査が行われ、精査していく必要があるのではないかと考えています。

○斉藤座長 コメントありがとうございました。それでは、3名の委員からの質問に対して、事務局から回答をお願いします。

○中川課長補佐 事務局から回答します。最初に、田中委員から、ガラスびんに関する算定内容について、実際に田中委員自身が試算され、その他の色のガラスびんに関する数字に違和感があるといったコメントをいただきました。こちらは、ガラスのリサイクラーと利用者に対してアンケートを実施した結果をわれわれのほうで足し上げた数字になっており、精査してきたつもりではありますが。実際に数字を見てみると、令和3年度の実績と令和5年の計画の間にはおおよそ5万トンの増加を見込んだ集計結果になっています。どちらかというと、再商品化側での需要を感じるといったところが推察されるかと考えています。現在、特に、その他の色のガラスびんに対する需要の増加要因等についても詳細分析を進めているため、田中委員のご指摘を踏まえて、さらに数字を精査していきたいと思っております。また、参考資料2、11ページの表6の数字についても、再度精査します。

久保委員代理からは、プラスチック製容器包装について、令和5年度の再商品化見込量(イ)の130万9,000トンという数字に対して、設備能力を問うご指摘がありました。さらには、プラスチック新法の関係で、令和5年度から市町村での一括回収が始まり、設備能力と実際の処理能力に乖離があるのではないかとといったご指摘もありました。プラスチック製容器包装の再商品化能力は設備の見かけ上の最大処理能力になっており、事業系で処理されるもの、指定法人ルート以外で回っている量を差し引いて計算しているものになっています。アンケート結果から、リサイクラー側で設備増強を検討しているといった回答も得られております。

大石委員からは2点の質問をいただきました。1点目として、参考資料2、4ページの表1-2に米印で注釈を付けていた紙製容器包装に関する数字のように、他の容器包装でも市町村が独自で処理し、数値を考慮しなければいけないものはないのかといった質問がありました。現状としては、紙製容器包装のみとなっています。その他の容器包装については、現状、独自処理をして差し引くといったことは実施していません。この点に関しては、実際に数字を再度見てみたいと考えています。紙製容器包装に関しては、日本容器包装リサイクル協会が収集した実績に合わせているため、そこについては乖離が如実に出てくるようであれば、今後、他の品目についても見ていく必要があると考えています。

2点目として、経済産業省大臣の定める再商品化見込量と、環境大臣が定める分別収集見込総量の少ないほうを再商品化義務総量の基準としている件について、プラスチック新法の制定等を含め、さまざま要素が入ってきている中で、調査の方法を今以上に工夫する必要があるのではないかとのご指摘がありました。こちらは、大石委員の述べられたとおりかと思

います。プラスチック新法自体は、本年の4月1日に施行を迎えたばかりであり、申し込みも始まっていない段階であるため、今後、運用の中でしっかりと見ていきたいと考えています。事業者が独自につくり出している再商品化のルートについても、今後、算出の中に入れていくのか否か検討していきます。事務局からの回答は以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。田中委員と久保委員代理から挙手がありました。田中委員からお願いします。

○田中委員 事務局から回答をいただき、ありがとうございます。ぜひとも検討をよろしくお願いします。その他の色のガラスびんについては80%近くがガラスびんの再生原料以外の用途でリサイクルをされています。日本容器包装リサイクル協会の話を伺っていただいてもいいかと思いますが、他用途の再商品化事業者の能力が急激に増加することは極めて考えにくい部分があります。

同様に、排出見込量についても、トレンド的に言うと、ガラスびん合計に占めるその他の色の構成比は増えていっているのが現状です。無色と茶色は減ることがあっても、その他の色が減ることは考えにくいのではないかと感じます。こちらのほうも精査をお願いします。いずれにしても、ガラスびんのその他の色については、自主算定方式並びに簡易算定方式とも全ての業種において算定係数が1を超えるため、強い違和感を覚えます。この数値は特定容器利用事業者の説明しても理解・納得を得られにくいと思います。ぜひとも精査をお願いします。

○斉藤座長 続いて、久保委員代理、お願いします。

○久保委員代理 参考資料2の4ページ、表1-2、再商品化義務総量について、プラスチック製容器包装で、令和5年度の再商品化見込量(イ)の欄で130万9,000トンと記載されている数字をカタログ能力的なものだと理解していると申し上げました。実能力は、令和5年度の分別収集見込総量(ア)の欄に記載のある75万3,000トン、あるいは義務総量の74万5,000トンレベルに近い数字、あるいは同等のものであると、われわれのほうで漏れ聞いています。仮にそのようなレベルだとすると、プラスチック新法の第32条スキームで日本容器包装リサイクル協会に製品プラスチックの再商品化委託が来た場合は能力を超えるということが、この数字からも、漏れ聞いている実能力からも想定されるわけです。この辺りについてどのように考えているのでしょうか。あるいは、先ほど、リサイクラーの設備増強の話がありましたが、実際にその辺りの動向や実能力の見通しについて情報があれば教えてください。

特定事業者としては、実能力を超える収集があった際にどうするのかという点は極めて大きな課題です。特定事業者は製品プラスチックの責任を持たなくていいのだろうと思わ

れますが、日本容器包装リサイクル協会では責任を持たなくていいというわけにはいかな
い部分もあるのでしょうか。どのようにさばいていくのか、その辺りの考えを説明してもらえ
るとありがたく思います。

○斉藤座長 ありがとうございます。事務局から回答できるようであればお願いします。

○中川課長補佐 田中委員、久保委員代理、ご指摘ありがとうございます。久保委員代理
のご指摘に関してはこの場で即答はできかねるため、一度引き取らせていただきます。

○久保委員代理 よろしく申し上げます。

○中川課長補佐 承知しました。

○斉藤座長 ありがとうございます。他の委員から別の観点を含めて質問、意見等があれば
お願いします。田辺委員、お願いします。

○田辺委員 一般財団法人食品産業センター、専務理事の田辺です。本日は説明をいただき
ありがとうございます。久保委員代理のご指摘にも若干関係してきますが、先ほど、事務
局の説明の中で、プラスチック新法の施行等を踏まえて、両省で行われている調査の見直し
等を含めて検討するといった話がありました。プラスチック新法ができる際に、容器包装リ
サイクルの制度は見直さない前提で特定事業者にも影響はないといった説明を一貫して受
けていたと記憶していたため、少し違和感を覚えたところがあります。

処理能力に関しては、久保委員代理から、実能力はどうかといった話もありました。
現在の材料優先でリサイクルをするという仕組みの中で、本当にその能力が十分にあるの
か否かについては、特に、プラスチック新法が動き出すことを考えると、しっかりと考えて
もらわなくてはいけないのだろうと感じます。

量や比率の話とは少し離れるかもしれませんが、容器包装リサイクル制度自体は 5 年ご
とに制度を見直すといった話になっていたかと思います。プラスチック新法が施行され、製
品等の一括回収の仕組みも入る中で、容器包装リサイクル制度をどのようにしていくのか、
検討する予定があるのか否かについて伺いたく思います。

○斉藤座長 コメントありがとうございます。有田委員、お願いします。

○有田委員 主婦連合会の有田です。先ほど、大石委員が確認をされた中身にも関連するこ
と、また、今、田辺委員の述べられた話と同様のことを考えていました。見直しをしない
という考え方から調査の方法を変えるというのであれば、見直しをするとしたならばどのよ

うなことを考えられているのでしょうかというのが質問でした。

また、最初に資料の説明をされた際に、パーセンテージ等のデータも含めて自治体関係の話がありました。例えばプラスチック製容器について分別収集を完全実施している自治体の数字が何割程度かといった話は出てこなかったと思っています。分別収集を行っている自治体は10割になっているのか、独自で焼却等を行っている自治体は、独自のルートで行っていると考えるのか否かといった辺りについて確認をさせてください。

○斉藤座長 コメントありがとうございます。田辺委員、有田委員のご質問、ご意見について事務局から回答をお願いします。

○中川課長補佐 まず、田辺委員からのご指摘についてお答えします。今回、容器包装リサイクル制度について、これまでの説明では見直さないといった説明があったが、見直しをする予定があるか否かといった御指摘がありました。今回、いろいろなご指摘いただき、例えばガラスびんでは数字が実態と乖離をしているのではないかといった点や、プラスチック新法についての取り扱い等のご質問もありました。

ただ、プラスチック新法の制度設計上は、容器包装リサイクル制度への影響がないような形で制度設計をしています。その意味では、容器包装リサイクルの排出の中に製品プラスチックが入るといった事態はそれほど考えにくいのですが、今後執行状況を注視していきます。

有田委員からのご指摘にあった、見直しをするか否かといった点については、引き続きプラスチック新法の施行状況等を見ながら注視していきます。自治体での自主回収については、自治体が製品プラスチックを一義的に回収する責任を負っており、リサイクラーに引き渡すのがルートになっています。

○有田委員 自治体では、分別収集をした後も、リサイクルをせずに焼却処分に転換するといった動きがあります。その点についてはどのように捉えているのかといった質問でした。

○中川課長補佐 サーマルリカバリーといい、われわれのリサイクル法の枠では、対象としてはしていません。

○有田委員 その点は承知しています。容器包装リサイクル法や自治体の収集の負担等も絡んでいたため、確認と質問をしました。ありがとうございます。

○斉藤座長 ありがとうございます。残り時間はそれほどありませんが、他にも委員から何かコメント等があればお願いします。小山委員、お願いします。

○小山委員 日本チェーンストア協会代表、今回から参画しているイトーヨーカドーの小山と申します。見直しの議論等を伺いながら一つ思ったことがあったため、コメントします。われわれは小売業の立場として、プラスチック新法や資源循環戦略を踏まえ、現在、サーキュラーエコノミーを進めようとしています。直近では、メーカーや取引先様と連携して、例えばボディーソープ、洗剤等の詰め替えパウチや、本ワーキンググループの範囲外ですが、衣料品回収等を進めています。今後、自主回収を進めるに当たってのルールや、努力した部分をいかに反映してもらえるのかといったところも、議論を進めていかなければならないだろうと感じます。

また、われわれが店頭でリサイクル品を回収していると、消費者の皆さんは環境活動に参加したいということで、ペットボトルや食品トレイ等を積極的に持ってきてくれる状況です。顧客に環境活動へ参画してもらうために、その商品を回収するとこのようなリサイクルを経て使われているといった部分をお伝えし、さらにモチベーションを上げたいと考え、日々取り組んでいます。

一方で、われわれは容器包装リサイクルの費用を販売したものに対して負担しています。その辺りが実際にどのようなになっているのかについて示すことができていないことも、現実問題として存在します。例えばCO₂排出量もScope3全体で策定することが求められています。次の段階では、リサイクルにおいても、より一層コストをかけずに、CO₂排出量も削減する方法で取り組んでいるといったアピールもしていかなければならないでしょう。自主回収以外の部分で、容器包装リサイクルの責任を負っている所に関しても、顧客に向けて、環境に良い活動を皆と一緒に取り組んでいるといったところを伝えられるように、必要な情報は開示できるようにしてもらいたいと思っています。CO₂排出量削減についても、リサイクルを進める中で可視化してもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

○斉藤座長 コメントありがとうございます。事務局からコメントをお願いします。

○中川課長補佐 小山委員、コメントをいただきありがとうございます。1点目が自主回収ルールについて、いかに評価するのかといった話がありました。現状、制度として自主回収認定はあり、今のご指摘を踏まえて、今後どのようなものにしていくべきか検討する余地があるだろうと受け止めています。

店頭回収を行い、実際にどのようなリサイクルがされているかといった情報を、エンドユーザーである市民の皆さん向けに効果の可視化、見える化ができないかといった話もありました。公開情報について、いろいろと示唆いただいたところ、引き続き検討していきます。

○斉藤座長 ありがとうございます。予定時間が迫ってきました。本日は多くの委員から質問、意見をいただき大変ありがたいと思います。いくつか持ち帰って検討しなければならぬ部分もあるため、事務局のほうで検討の後、委員の方へ個別説明をしてもらえればと考

ています。あとは座長に一任いただく形で締めさせてもらえればと思います。いかがでしょうか。田中委員、お願いします。

○田中委員 事務局から説明してもらえるとのこと、その対応を待ちたいと思います。ただ、先ほど述べたように、業種ごとの算定係数が1を超え、極端なところだと1.5倍になっているものもあります。自分たちが使用した、その他の色のガラスびんに対して、その1.5倍が再商品化義務量として発生し、その再商品化費用も負担することになります。この懸念点がクリアになることを前提にしてもらえれば、座長に一任をしたいと考えています。

○斉藤座長 ご指摘の点についてはあらためて検討し、説明をするように調整します。他の委員の方はよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○斉藤座長 ありがとうございました。最後に、事務局より連絡事項等があればお願いします。

○田中課長 委員の皆さん、活発なご議論をいただきありがとうございました。本日いただいたご指摘については、われわれのほうであらためて精査し、個別に説明を差し上げる予定です。本日の議事録は事務局で取りまとめを行い、委員の皆さんに確認いただいた後、ホームページに掲載します。事務局からは以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。終了時間がきました。以上で本日のワーキンググループの議事を終了します。皆さんから数多くの意見をいただいたことにあらためてお礼申し上げます。

以上